

外国における弁理士制度と企業内弁理士の活躍の実態

企業弁理士知財委員会

田中 祥一，木越 力*，大場 玲児，瀧本 翔*

要 約

企業における知財に関する業務は多岐にわたるため、社内外で幅広い人脈を構築することが業務遂行のために重要である。さらに近年は、企業活動のグローバル化が進んでおり、海外の企業内弁理士と人脈ネットワークを構築して情報交換を図ることは、業務の役に立つと共に企業内弁理士の地位向上にも資すると考える。

そこで、本委員会では、海外の企業内弁理士との人脈形成の糸口を見出すべく外国企業に勤務する弁理士の活躍の実態について以下の情報収集を行ったので報告する。

- (1) 各国における弁理士制度の特徴について
- (2) 外資系企業における弁理士の役割・期待について、数名の外資系日本法人知財部門長からの聴取結果
- (3) 最後に、海外の企業内弁理士数名から、企業内弁理士としての活躍のあり方、日本国内の弁理士と交流要望についての聴取結果

これらの情報を知っておくことは、各国の弁理士と交流する上で、有益であると思われる。これから外国において活躍することを希望している方にとって、参考情報となれば幸いである。

目次	
1. 企業弁理士知財委員会の目的と活動紹介	
2. 外国における弁理士制度について	昨年度においては、①研修、②交流、③連携の3つの部会に分かれ、多数のイベントを企画・実行するとともに、関係機関を通しての意見・情報発信を実施した。
(1) 総括	①研修（企業弁理士に適した研修の企画・実行）
(2) 米国特許弁理士及び米国特許出願代理人	②交流（企業弁理士同士の人脈形成、企業弁理士からの意見聴取の場の企画・実行）
(3) 欧州特許弁理士	③連携（他の関連組織との連携の企画・実行）
(4) フランス特許弁理士（工業所有権代理人（特許代理人））	海外の弁理士に関する本調査は、上記②「交流」を企画・実行する第2部会が実施した。将来、企業内弁理士が海外でのビジネス推進に貢献することを究極の目的とし、海外の企業内弁理士から、学びや情報を得、かつ、人脈をつくる場を提供するという目的のもと、初期調査という位置づけで実施したものである。
(5) ドイツ弁理士（Patentanwalt）	本年度においては、国内外の企業内弁理士の活躍の実態及び求められるあり方を調査継続するとともに、会員全体に情報を発信し、研修などの施策に展開していく活動を予定している。
(6) 中国特許弁理士（専利代理人）	また、海外の企業内弁理士の調査についても、国・地域ごと、弁理士制度ごとの相違を明確にした上で、扱う実務や課題などの活躍実態をより具体的に調査
(7) インド特許弁理士	
(8) 韓国弁理士	
3. 外国における企業内弁理士の活躍の実態	
(1) 総括	
(2) 外資系企業の日本法人知財部長へのアンケート結果	
(3) 海外の企業内弁理士へのアンケート結果	
4. 課題と今後の活動の抱負	

1. 企業弁理士知財委員会の目的と活動紹介

企業弁理士知財委員会は、発足3年目の若い委員会であり、現在51名の企業等勤務弁理士により運営されている。近年の企業内弁理士の急増を受け、日本弁理士会における企業内弁理士の貢献役割の検討、企業弁理士に対する日本弁理士会のサービス向上の検討・提言及びその実行が本委員会の目的である。

* 平成24年度委員

し、情報交換・人脈ネットワークの構築につなげていきたいと考えている。

2. 外国における弁理士制度について

(1) 総括

主要7ヶ国の弁理士制度について調査を行った。日本との異同を以下にまとめた。

	業務範囲		受験資格	試験			合格率	登録の要件
	庁手続代理	その他	実務経験	短答	論文	実務		
日本	○	鑑定等	不要	○	○	-	10%	不要
米国 ^{注1}	○	-	不要	○	-	-	54%	不要
欧州	○	加盟国により鑑定等	3~4年	-	○	○	26%	不要
フランス	○	相談等	3年	-	○	-	不明	要
ドイツ	○	助言等	1年	-	○	-	95%	不要
中国	○	-	不要	○ 注2	○ 注2	-	25%	要
インド	○	-	不要	○	○	-	11%	不要
韓国	○	鑑定等	不要	○	○	-	5%	不要

注1：表中において、米国は米国特許出願代理人 (patent agent) に限る。

注2：中国の試験の場合、短答式試験に相当する試験と論文集試験に相当する試験とを一括して実施する (日本の司法試験と同様)。

(2) 米国特許弁理士及び米国特許出願代理人

①概要

米国特許弁理士 (Patent Attorney) 及び米国特許出願代理人 (Patent Agent) は、米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office; USPTO) の定める資格である。米国特許出願代理人が可能な代理業務は、その名称が示す通り、USPTO に対する特許出願及び審判の代理のみとされている。一方、米国特許弁理士 (米国特許出願代理人の資格を有する弁理士) は、上記代理業務に加え、米国特許出願代理人の資格を有さない弁理士でも可能な代理業務 (意匠・商標出願の代理、各種訴訟・仲裁などの代理) も当然可能である。

②試験制度

米国特許出願代理人試験 (USPTO Registration Examination) を受験するためには、理工系の知識を有していることが保証されていないといけな。具体的には、(1)生物学、物理学、化学など予め定められた32の学位のうちいずれかを取得していること、(2)上記32の学位以外の学位を取得している場合は、生物

学、物理学、化学などで所定数以上の単位を取得していること、(3) Fundamental of Engineering (FE) Test の合格者であること、などである⁽¹⁾。また、米国特許出願代理人試験を外国人も受験できるが、米国在住であることが必要である。

米国特許出願代理人試験は、コンピューターを用いた択一式試験 (5択) であり、午前試験 (試験時間: 3時間、問題数: 50問) と、午後試験 (試験時間: 3時間、問題数: 50問) とに分かれている。いずれの試験も米国審査基準 (Manual of Patent Examining Procedure; MPEP) や、USPTO が定めた政策や手続に関する内容が問われる。午前試験と午後試験とで合計100問出題されるが、合否に考慮される問題はのうち90問であり、70% (63問) 以上正答であれば合格となる⁽²⁾。2012年度 (2011年10月1日~2012年9月30日) の米国特許出願代理人試験の受験者は3365人、合格率は53.8%であった⁽³⁾。

(3) 欧州特許弁理士

①概要

欧州特許弁理士 (European Patent Attorney; EPA) は、欧州特許条約 (European Patent Convention; EPC) に基づいて定められている資格である。EPCの規定によると、欧州特許弁理士が可能な代理業務は、欧州特許庁 (European Patent Office; EPO) に対する手続業務の代理のみとされており、鑑定や、ライセンス契約書の作成等に関しては、加盟国の国内法において定められている。

対欧州特許庁代理人協会 (Institute of professional representatives before the European Patent office; epi) によると、現在、欧州特許庁に対して手続業務の代理が可能な代理人 (大部分が欧州特許弁理士) は、約10,000人とされている⁽⁴⁾。

②試験制度

欧州特許弁理士試験 (European Qualifying Examination; EQE) は、理工系の知識と実務経験が無いと受験資格が得られない。欧州特許弁理士の規則 (Regulation on the European qualifying Examination; REE) によると、受験資格を得るためには、(1)科学・技術の大学レベルの資格 (または同等の知識) を有すること、及び(2)所定期間 (3~4年) の実務経験が必要とされている⁽⁵⁾。また、試験問題は、原則として公用語 (英語、ドイツ語、フランス語) の3カ

国語で出題される。

欧州特許弁理士試験は、全て筆記試験であり、Pre examination と Main examination に分かれている。Pre examination（試験時間：4時間）は、法律及びクレーム作成に関する知識が問われる試験であり、合格者は、Main examination の受験資格が得られる。Main examination は、Paper A（試験時間：3.5時間、試験内容：クレーム、明細書の導入部の作成）、Paper B（試験時間：3時間、試験内容：引用された先行技術に対する応答書の作成）、Paper C（試験時間：5時間、欧州特許に対する異議申立書の作成）、Paper D（試験時間：5時間、法的質問に対する回答、具体的な事例における法的評価）の4つのパートから構成される⁽⁶⁾。2012年のMain examinationの受験者は2283人、合格者は595人、合格率は26.0%であった⁽⁷⁾。

(4) フランス特許弁理士（工業所有権代理人（特許代理人））

①概要

フランス弁理士（工業所有権代理人、Conseil en Propriété Industrielle; CPI）は、フランス知的財産法（Code de la Propriété Intellectuelle; PI）に基づいて定められている資格である。PIの規定によると、工業所有権代理人が可能な代理業務は、「工業所有権、それに関係する権利、及び何れかの関連事項に係る権利を取得し、維持し、利用し又は防御する目的で、習慣的かつ有償の方法により助言し、援助し又は他人の代理をする役務（＝法律相談及び私的証書の作成を含む）を公衆に提供すること」とされている⁽⁸⁾。すなわち、工業所有権代理人には、フランス工業所有権庁（Institut National de la Propriété Industrielle; INPI）への手続代理、文書作成のみならず、工業所有権に関する相談、第三者の代理等の広範な業務が認められている。

フランス特許弁理士（Conseil en brevets d'invention）の多くは、商標意匠弁理士（Conseil en marques, dessins et modèles）及び前述の欧州特許弁理士の資格も有している。

なお、フランス特許弁理士の有資格者が企業勤務である場合、弁理士登録をすることができない点において、日本とは異なる。

②試験制度

フランス弁理士試験（Examen de Qualification

Français; EQF）の特許代理人、欧州特許弁理士試験の受験資格より制限が課されている。特許弁理士の場合、(1)科学・技術の大学レベルの資格（または同等の知識）を有すること、(2)所定期間（3年）の実務経験の他に、(3)ストラスブール大学国際工業所有権研究センター（Centre d'Études Internationales de la Propriété Intellectuelle; CEIPI）を修了しなければならない⁽⁹⁾。

フランス弁理士試験は、筆記試験（Les écrits）と口述試験（L'oral）に分かれている⁽¹⁰⁾。特許弁理士の場合、筆記試験（試験時間：5時間）は、技術文献・メモに基づくクレーム作成と、特許の有効性・侵害の鑑定とから構成される。また、口述試験（試験時間：45分）は、フランスの法律、国際条約、規制および指令、および主要な外国における特許取得及び活用に関して出題される。2012年のフランス弁理士試験の合格者のうち、特許弁理士の合格者は36人であった（受験者数、合格率は不明）⁽¹¹⁾。

(5) ドイツ弁理士（Patentanwalt）

①概要

ドイツの弁理士には、弁理士法（PAO: Patentanwaltsordnung）及び弁理士職務法（BOPA: Berufsordnung der Patentanwälte）に定めるルールが適用される⁽¹²⁾。

PAO第3条(2)の規定は、ドイツの弁理士の専門的職務は次のものから構成されると定めている⁽¹³⁾。

1. 特許、追加保護証明書（SPC: supplementary protection certificate）、実用新案、トポグラフィに関する権利、商標若しくは商標法により保護されているその他の権利、又は植物品種権の取得、維持、弁護及びこれらの権利に対する異議申立てに係る事項について代理及び助言を行うこと
2. ドイツ特許商標庁（DPMA: Deutsches Patent- und Markenamt）及びドイツ特許裁判所（BPatG: Bundespatentgericht）に付託された検討事項に関して、第三者を代理すること
3. 特許若しくはSPCの無効若しくは取下げの宣言又は強制ライセンスの付与を理由に、連邦最高裁判所（BGH: Bundesgerichtshof）における訴訟手続において第三者を代理すること
4. ドイツの植物品種庁（Bundessortenamt）にお

いて植物品種権に係る事項に関して、第三者を代理すること

②試験制度

ドイツ弁理士試験の試験実施機関はドイツ特許商標庁 (DPMA) であり、年に3回実施される。

受験資格を得るためには、以下の条件を満たしている必要がある。

- (1) 自然科学または技術系学部を修了し、1年間の実務経験を有するか、同等の能力を有すると認められた者
- (2) 最低34カ月間における工業権利保護の分野での規定された研修(実務研修及び裁判所における研修含む)の修了
- (3) 弁理士が携わる業務にかかわる一般法の知識(大学での履修)

試験には筆記論文試験と口述試験がある。筆記論文試験は工業所有権保護の分野から2科目(各5時間)出題され、口述試験は、実務に関する口頭説明(15分)と、工業所有権法及びその関連法域に関する面接試験(45分)とがある。

毎年200名弱の受験者がおり、合格率は95%前後である。

(6) 中国特許弁理士(専利代理人)

①概要

中国特許弁理士(専利代理人;専利代理人)は、1985年に交付された「専利代理臨時規定」、及び1991年に公布された「専利代理条例」によって確立された資格であり、比較的新しい制度である⁽¹⁴⁾。中国特許弁理士の場合、中国特許庁(State Intellectual Property Office; SIPO)への手続業務の代理という観点が強く、中国特許弁理士の資格を得たとしても、特許代理事務所に採用され、特許弁理士従業証明書を取得しなければ、特許の代理業務を行うことができない、という特徴がある。

なお、中国特許弁理士の有資格者が企業勤務である場合、弁理士登録をすることができない点において、日本とは異なる。

②試験制度

中国特許弁理士試験(全国専利代理人資格考試;全国専利代理人資格試験)も、受験資格に制限が課されている。受験資格は、①18歳以上の中国公民、②科学・工学の高等教育機関の卒業生(または同等の学力)

を有すること、③特許法及び関連する法律知識に精通していること、④所定期間(2年)の科学技術又は法律の実務経験が求められている⁽¹⁵⁾。

中国特許弁理士試験は、全て筆記試験であり、多肢選択式である「専利法知識」(試験時間:2.5時間、配点:150点)及び「関連法律知識」(試験時間:2時間、配点:100点)と、論文式である「専利代理実務」(試験時間:4時間、配点:150点)とから構成される⁽¹⁶⁾。2012年の中国弁理士試験の受験者は11520人(前年比12.8%増加)、合格者は2966人(前年比98.7%増加)、合格率は25.7%であった。

なお、現在の試験方式は2006年以降のものであり、それ以前(1992年~2004年)は、特許に関する法律基礎知識、特許出願書類の作成、特許出願手続き、審査・許可手続き及び文献調査、特許の審査・許可基準及び不服審判、無効審判に関して出題されていた。

(7) インド特許弁理士

①概要

インド特許弁理士(Registered Patent Agent)は、インド特許庁(Indian Patent Office; IPO)に登録した弁理士である。インドでは、Patent Attorneyに相当する代理人が定められてなく、このRegistered Patent Agentが日本の弁理士に相当する。従って、インド特許弁理士も、インド特許庁への手続業務の代理という観点が強いと考えられる。現在、インド特許庁に登録されているインド特許弁理士は、約1550人とされている⁽¹⁷⁾。

②試験制度

インド特許弁理士試験も、受験資格に制限が課されている。IIPATA(Indian Institute of Patent and Trademark Attorney)によると、受験資格は、(1)21歳以上のインド国民、(2)科学・工学・技術の学位(または同等の学力)を有することが求められている⁽¹⁸⁾。なお、実務経験に関しては不要とされている。

インド特許弁理士試験は、筆記試験(200点)と口述試験(100点)に分かれている。筆記試験は、特許法及び規則に関する試験(100点)と、クレーム及び明細書の作成及び解釈に関する試験(100点)とから構成される⁽¹⁸⁾。試験会場は、Delhi, Mumbai, Kolkata, Chennaiの4ヶ所である⁽¹⁸⁾。

2011年の志願者は1821人、受験者は1089人、合格者は201人、志願者に対する合格率は11.0%であっ

た⁽¹⁹⁾。

(8) 韓国弁理士

①概要

韓国弁理士 (Korea Patent Attorney) は韓国の弁理士法に基づいて定められた資格である。弁理士法で弁理士の業務に対して「特許庁または法院に対して特許、実用新案、デザインまたは商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を行うこと」と規定している。即ち、韓国特許庁 (Korea Intellectual Patent Office; KIPO) の出願から登録までの手続代理業務、審判事件 (無効審判・取消審判・権利範囲確認審判・訂正審判・通常実施権許与審判・拒絶(取消)決定不服審判等) 代理業務、審判の審決に対して特許法院及び大法院に提訴する場合、その代理業務、権利の移転・名義変更・実施権・使用権設定代理業務、産業財産権の価値評価及び侵害如何の鑑定業務、産業財産権を巡る各種コンサルティングなどの広範囲な業務が可能である⁽²⁰⁾。

侵害訴訟の弁理士参加と関連し、韓国には日本の補佐人、または特定侵害訴訟代理業務資格に該当する制度がない。過去には、弁理士が侵害訴訟の技術説明会に出席して技術内容を説明することが実務的に許容されたが、最近弁理士の侵害訴訟代理権問題が物議を醸しながら、裁判所は弁理士の侵害訴訟への参加を認めていない実情である。これと関連し、2013年3月、韓国特許庁は特許侵害訴訟での弁護士-弁理士共同訴訟代理制度導入の推進を発表した。

②試験制度

韓国弁理士試験の受験資格には制限がないが、欠格事由があり、これは(1)禁固以上の刑の執行猶予期間であったり、実刑が執行されて3年以内である者(2)未成年者等の制限行為能力者(3)破産言渡後、復権していない者などである。同試験は毎年1回実施し、全て筆記試験であり、1次試験は多岐選択型であり、2次試験は論述試験に分かれている。2次試験後に口述試験がないという点が日本と相違する。1次試験の科目は必須4科目で、産業財産権法、民法概論、自然科学概論、英語であり、英語試験は民間英語テスト (ex: TOEIC 775点以上) に代替された。2次試験の科目は必須3科目 (特許法、商標法、民事訴訟法) と19の専攻科目のうち選択可能な1科目である。

2012年の弁理士2次試験受験者は1154人 (前年に

比べて74人減少)、合格者は235人 (前年に比べて5人減少) であり⁽²¹⁾、2007年から5年間の弁理士試験受験/合格現況統計によると、年平均4,737人が試験願書を提出し、年平均226人の合格者が輩出され、平均21:1の競争率を示している⁽²²⁾。2012年を基準として、韓国弁理士会に登録されている弁理士の数は7,012人である⁽²³⁾。韓国特許庁での審査/審判業務経歴によって弁理士試験の一部科目が免除され得、1次合格者は1年に限り1次試験の免除を受けることができる。

3. 外国における企業内弁理士の活躍の実態

(1) 総括

外資系企業7社の日本法人知財部長に対し、弁理士資格の重要性に関するアンケート (5項目) を実施したところ、100%が「弁理士資格を重要視する」と回答し、57%が「弁理士資格は必須」と回答した。

すなわち、外資系企業の知財部門は、出願代理や鑑定などの資格の必要な業務に特化し、これらの業務に責任をもつことを明確にしていると思われる。

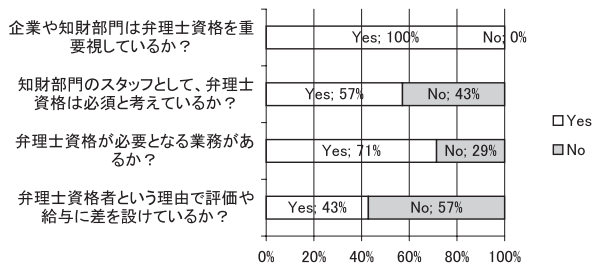
また、海外において企業に勤務する弁理士 (6名) に対し、資格取得の動機、企業勤務を選択した理由、企業内弁理士に必要なスキル、今後のキャリア等につきアンケート (5項目) を実施した。結果は大枠で日本における考え方とほぼ同じ回答であった。

さらに、海外において企業に勤務する弁理士 (6名) に対し、企業内弁理士どうしの社外人脈の必要性につきアンケート (3項目) を実施した。全員が、「日本の弁理士や企業弁理士との交流の場があれば参加したい」と回答した。

(2) 外資系企業の日本法人知財部長へのアンケート結果

外資系企業7社の日本法人知財部長 (日本弁理士) に対しアンケートを実施し、7社より回答を得ることができた (企業国籍の内訳は、米国2社、欧州4社、その他1社である)。なお、調査は、2012年10月~12月の期間に実施した。

以下は7社全てから回答が得られた項目についてまとめた結果である：



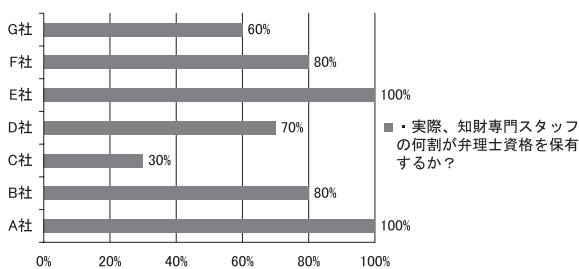
「知財部門のスタッフとして、弁理士資格は必須と考えているか?」「弁理士資格が必要となる業務があるか?」について Yes と回答した企業は半数以上に上る。この結果から、外資系企業では、弁理士にのみ与えられている業務範囲（例えばグループ会社の出願代理、審査官との面談等）、及び弁理士が有する高度な専門性を必要とする業務を、社内弁理士にのみ管理・担当させているという傾向が見て取れる。

また、「弁理士資格者という理由で評価や給与に差を設けているか?」については「設けていない」とする回答が過半数であった。これは外資系企業であっても、弁理士資格を有するという理由だけで給与格差を設けるのではなく、あくまで会社への貢献度（パフォーマンス）で給与を決めるとする企業が多い傾向が表れている。その一方で、「設けている」と回答する中には、弁理士資格がないと知財部門においては役職者には昇格させないとする明確な基準を設けている企業もあった。

「企業は弁理士資格を重要視しているか?」については、全ての企業が Yes と回答している。

以上を踏まえると、外資系企業の方が、弁理士にのみ与えられている業務範囲、及び高度な専門性を企業として有効活用しようという傾向が日本企業に比べ高いと考えられる。

参考として、アンケートに協力いただいた外資系企業7社における、知財スタッフの実際の資格保有率を以下に掲載する：



平均すると 74% に上り、日本企業における資格保有者の割合に比べ非常に高いレベルにあると考えられる。これは外資系企業が、弁理士資格を重要視しているという上記の結果を裏付けていると言えよう。

(3) 海外の企業内弁理士へのアンケート結果

企業弁理士知財委員会の委員の所属する外資系企業で、日本以外の国に在住する企業内弁理士（外国弁理士）6名にアンケートを行った。外資系企業は電気、IT系の企業で、企業内弁理士6名の内訳は、フランス在住の弁理士2名（男性1名と女性1名で、両名ともフランスとEPの弁理士資格を保有）、中国在住の弁理士3名（いずれも男性で中国の弁理士資格を保有）及びインド在住のパテントエージェント1名である。

これらの外国弁理士に聞いた主な質問事項は下記の8項目である。得られた回答のうちいくつかを紹介させていただく：

- Q 1：労力・お金をかけて弁理士資格を取得したモチベーションは何か？
 - A 1-1：「同僚に（知財業務を行うものとして）認められるため」
 - A 1-2：「将来個人事務所を開く可能性を考慮して」
- Q 2：なぜ特許事務所ではなく企業弁理士となったのか？
 - A 2-1：「事務所弁理士のように手続きの面だけに特化するのではなく、特許エキスパートとしてあらゆる業務に対応できるスキルを磨くため」
 - A 2-2：「バランスのとれた生活のため」
- Q 3：企業に勤務する上で、弁理士資格以外に重要な資質、スキルは何か？
 - A 3-1：「ビジネスセンス」
 - A 3-2：「コミュニケーションスキル」
 - A 3-3：「マネジメントスキル」
 - A 3-4：「説得力（IPの重要性を社内に理解してもらうにはそれなりの時間がかかる）」
 - A 3-5：「交渉スキル（ライセンス交渉の場面において）」
- Q 4：今後のキャリアについてどのように考えているか？
 - A 4-1：「企業内でキャリアを積みたい」
 - A 4-2：「今は企業内でスキルを磨き、将来考えたい」
- Q 5：弁理士資格取得後、自主的にスキルアップのためにどのような勉強や自己啓発を行なっているか？
 - A 5-1：「社内の語学研修、マネージャー研修、コミュニケーションスキル研修を活用」
 - A 5-2：「外国の関連する法律を独学で」
- Q 6：企業勤務弁理士同士の社外人脈を作ることに興

味があるか？

A 6 - 1 : 「他国の企業弁理士の専門性のレベルを知る点で興味あり」

A 6 - 2 : 「出願, 中間処理, 特許価値等の Practice を自社水準と比較できる機会として興味あり」

A 6 - 3 : 「将来のビジネス問題を解決する上で役に立つ人脈形成ができる可能性がある」

Q 7 : また, そのような人脈ネットワークを持っているか？

A 7 - 1 : 「あるが, そのような機会は限られている」

Q 8 : 日本の弁理士や企業弁理士との交流の場があれば参加したいか？

A 8 - 1 : 「参加したい」, 「絶対に参加したい」

Q8 については, 全員イエスと答えており, Q7 において, そのようなネットワークはないという回答が多かった。

すなわち, 海外の企業内弁理士で, 日本の企業内弁理士との交流を図りたいと考えている者がいる一方, そのような機会には恵まれていない状況が実態として見受けられる。

なお, 本アンケートの対象とした海外の企業内弁理士のうち, フランス在住の弁理士 2 名, 中国在住の弁理士 3 名は, それぞれフランス, 中国の弁理士試験合格者であるが, いずれも弁理士登録はされていないと考えられる。いずれの国の制度においても, 企業勤務である場合に弁理士登録ができない点において, 日本と異なる点に留意する必要がある。

4. 課題と今後の活動の抱負

本調査は, 本委員会の委員の知人を通して聴取する方法で行ったため, ごく限られた企業についてしか調査できなかった。また, 知人を通じたインタビュー形式では, 率直な意見が得られにくいという課題もある。したがって, 今後の活動として, 外部機関等を利用してもっと多くの外国企業, 海外の企業内弁理士について調査を行い, 海外の企業内弁理士の実態や課題などをより明確に把握することを検討中である。また, 今回のインタビューは電子メールや紙媒体を利用して行ったが, 直接会って対話することができれば, 実際の課題についてより深い意見交換ができると思われる。

弁理士制度が国・地域によって様々である様に, 企業内弁理士の実務や抱えている課題も国・地域によって様々である。日本の企業内弁理士と海外の企業内弁理士との情報交換の場や人脈ネットワークを構築し, そこから得られた多面的な情報や意見を集約し活用することにより, 企業内弁理士の地位向上を図っていききたい。

(参考文献)

- (1) General Requirements Bulletin,
http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/GRB_March_2012.pdf
- (2) Exam Registration,
<http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/registration.jsp>
- (3) Exam Results,
<http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/past/results/>
- (4) epi top > The Institute > Membership,
http://216.92.57.242/patentepi/en/The_Institute/membership.php
- (5) REE Article 11,
<http://www.patentepi.com/patentepi/en/EQE-and-Training/ree.php>
- (6) EPO - About the EQE,
<http://www.epo.org/learning-events/eqe/about.html>
- (7) “epi information 4/2012”,
http://216.92.57.242/downloads/Information/2012_04_epi_info.pdf
- (8) フランス知的財産権法 L422 条 1,
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/france/chitekizaisan.pdf>
- (9) INPI > Conditions d'inscription EQF,
<http://www.inpi.fr/fr/la-pi-pour-vous/specialiste-de-la-pi/examen-personne-qualifiee-en-pi/conditions-d-inscription-efq.html>
- (10) INPI > L'examen mention “brevets d'invention”,
<http://www.inpi.fr/fr/la-pi-pour-vous/specialiste-de-la-pi/examen-personne-qualifiee-en-pi/l-examen-mention-brevets-d-invention.html>
- (11) INPI > Résultats EQF 2012 mention “Brevets d'invention”,
<http://www.inpi.fr/fr/la-pi-pour-vous/specialiste-de-la-pi/examen-personne-qualifiee-en-pi/resultats-efq-2012-mention-brevets-d-invention.html>
- (12) PAO: <http://www.patentanwalt.de/downloads/pa/PAO.pdf>
BPOA: http://www.patentanwalt.de/downloads/pa/PAK_BO.pdf
- (13) http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2012_04.pdf

- (14) 日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部「中国弁理士制度」,
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007033033438923.pdf
- (15) 关于 2012 年全国专利代理人资格考试的有关事项公告 (第 171 号),
<http://agent.sipo.gov.cn:8000/sipo/register/NewMsg.action?aID=397>
- (16) 2012 年全国专利代理人资格考试常见问题解答 (四) 考试,
<http://agent.sipo.gov.cn:8000/sipo/register/NewMsg.action?aID=385>
- (17) Controller General of Patents Designs and Trademarks (CGPDTM) > Electronic Register of Patent Agents,
<http://ipindiaservices.gov.in/Agentregister/agentliststest.aspx>
- (18) IIPTA > 17 most asked questions about Patent Agent

Examination,
<http://www.iipta.com/ipr/14-most-asked-questions-about-patent-agent-examination>

- (19)
http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_agent/patentAgent_Result_25May2011.pdf
- (20) 大韓弁理士会「弁理士試験情報」
<http://www.kpaa.or.kr/kpaa/information/infoView.do?clickPage=1>
- (21) 韓国産業人材公団「弁理士」<http://www.q-net.or.kr/site/patent>
- (22) 韓国特許庁の産業財産政策局の産業財産人材課発刊資料参照
- (23) 大韓弁理士会資料

(原稿受領 2013. 5. 31)

JPAA
Information

ヒット商品は こうして 生まれました!

平成25年
改訂版


ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」の平成25年度改訂版が完成いたしました。

従来手帳サイズだった本誌をA5サイズにリニューアルし、より見やすさをアップ!

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。